

## 2014年（平成26年）第10回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）10月15日  
2 通知年月日 2014年（平成26年）10月16日  
3 開催年月日 2014年（平成26年）10月30日  
4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 中会議室

### 5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

### 6 出席委員

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 掛谷 典人  | 3番 広江 文男  | 4番 稲垣 忠良  |
| 5番 谷邊 博人  | 6番 村上 三晴  | 7番 岡崎 昌史  |
| 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義   | 10番 井上 博僖 |
| 11番 鶏内 淑臣 | 13番 淵上 信弘 | 14番 鶏内 和義 |
| 15番 小林 正勝 | 16番 谷本 耕造 | 17番 山崎 貫二 |
| 18番 松井 隆尚 |           |           |

以上16名

### 7 欠席委員

- 2番 高橋 誠 12番 門田 正義

### 8 その他の出席者

### 9 事務局出席職員

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長  | 小川 裕司 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 濱野 竜二 |
| 北部出張所 | 藤岡 領子 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局   | 杉原 信広 |
| 事務局   | 平田 純雄 |       |       |

以上9名

## 10 議事内容

午前9時55分開会

- 事務局長      それでは、ただいまから2014年(平成26年)第10回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いたします。
- 部会長      — 開会あいさつ —
- 議 長  
(5番)      それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。  
はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、出席委員16名、欠席委員2名、在任委員の過半数が出席ですので、本日の会議は成立いたします。  
続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号6番の村上三晴委員と議席番号13番の川上信弘委員をお願いいたします。
- 議 長      議事に入る前に、議案の訂正・追加取下げ事項があれば、事務局より説明してください。
- 事務局      それでは、第10回農地部会議案書取下げ・追加事項ですが、7ページ10番が取下げです。  
追加報告として「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の追加報告です。
- 議 長      それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。  
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。  
まず、東部地区の報告をお願いします。
- 3番  
(広江)      それでは、東部地区の審議内容について報告します。  
東部地区では、10月24日(金)午前9時00分から関係者により現地調査を行い、午前11時から委員7名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。  
審議した議案は、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号4件、議案第5号1件、の合計8件です。

それでは、1ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページ1番と2番について報告します。

1番は、幕山台にお住まいの譲受人が、熊野町にお住まいの譲渡人から畑165㎡を譲り受け、経営規模の拡大を行うもので、柿等を植えられる予定です。

2番は、駅家町にお住まいの譲受人が所有している田1,030㎡と、譲渡人が所有している田945㎡を交換するもので、お互いの耕作の利便性を図るためのものです。

いずれの案件とも、農業経験があり、農機具等も所有されております。

議 長

ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番

(村上)

それでは、西部地区の審議内容について、報告します。

西部地区では、10月27日の午後2時15分から関係者により、現地調査を行い、午後4時から8階の農業委員室で協議会を開催しました。委員9名全員出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第4号1件の合計5件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの3番から2ページの5番について報告をします。

3番は、山手町の譲受人が、茨城県土浦市の譲渡人ほか1名から申請地を譲受け、新規就農して野菜を栽培するものです。

4番は、沼隈町の譲受人2人が、兵庫県宝塚市の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して水稻を栽培するものです。

5番は、父親である沼隈町の借受人が、申請地に期限を定めない使用貸借権を設定して子から借受け、新規就農して野菜を栽培するものです。

いずれの案件とも、譲受人あるいは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番

(井上)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、10月27日、午前8時40分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。

委員5名全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第

4号2件, 議案第5号1件, 合計6件について審議いたしました。

それでは, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」2ページの6番と7番について報告します。

6番・7番は関連案件です。6番は, 金江町の借受人が同町の貸渡人から使用貸借権で借受け, 7番で松永町の譲渡人から申請地を譲受け, 新規就農するものです。申請地には, 野菜・果樹の作付をされます。農機具等も所有されております。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15番

それでは, 北部地区の審議内容について, 報告します。

(小林)

北部地区では, 10月27日の午後1時10分から関係者により, 現地調査を行い, 午後3時30分から3階の302会議室で協議会を開催しました。委員10名のうち8名の出席により, 1号議案4件, 3号議案4件, 4号議案2件の合計10件について, 審議いたしました。

それでは, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの8番から3ページの11番の案件について報告をします。

8番は, 高齢で耕作困難な貸出人から, 借受人が申請地に賃借権の設定をし, いちごの植付けをおこない経営規模の拡大をはかるものです。

9番は, 遠方に居住のため耕作困難な譲渡人から, 譲受人が申請地を譲り受け, 野菜を作付し経営規模の拡大をはかるものです。

10番と1ページ2番は, 関連案件です。

10番は, 譲渡人の所有する申請地と, 譲受人の所有する農地の交換をして, 耕作の利便性をはかるものです。

11番は, 高齢のため農業経営を縮小したい譲渡人から, 譲受人が申請地を譲り受けて, 水稻を作付し経営規模の拡大を図るものです。

いずれも農業経験もあり必要な農機具等の確保がされておりますので, 問題はないと思われま。

以上で, 北部地区の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17番

(山崎)

それでは神辺地区の審議内容について報告いたします。神辺地区では, 10月27日午前8時45分から関係者により, 現地調査を行い午前11

時 35 分より、神辺支所会議棟福利厚生室で協議会を開催いたしました。  
委員 6 名中 5 名の出席により、議案第 1 号 4 件、議案第 2 号 2 件、議案第  
3 号 4 件、の合計 10 件について、審議いたしました。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 3 ページ 12 番から 15 番について報告します。

12 番は、譲受人が申請地の田 2 筆を取得し、神辺町大字湯野字久貝尻  
37 番 1 で季節野菜を作付し、神辺町大字湯野字久貝尻 39 番 1 で水稻作  
付を引き続き行うことで、経営規模拡大を図るものです。

次に 13 番は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による使  
用貸借権設定中の借受人が貸渡人から申請地の田 1 筆を取得し、水稻の作  
付を引き続き行うことで、借入耕作地の解放を行うものです。

次に 14 番は、譲受人が申請地の休耕中の田 1 筆を取得し、桃を作付し、  
経営規模拡大を図るものです。

次に 15 番は、譲受人が申請地の休耕中の畑 1 筆を取得し、引き続き季  
節野菜を作付し、経営規模拡大を図るものです。

以上の 4 件は、いずれも農作業経験もあり、必要な農機具等も確保され  
ており、問題はないものと思われます。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただ今の議案第 1 号の 15 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり  
、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用すること、機械労働  
力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定  
める別段の面積も超えていることから、農地法第 3 条第 2 項各号に  
は該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

6 番  
(村上)

3 ページ 13 番の理由欄に「借入耕作地の解放」と記載されていま  
すが、どういう内容ですか。

議 長

事務局お答えください。

事務局

該当地については、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の対象地  
になっています。今回利用権設定を解約して、解約後取得するため、農地

法第3条の許可申請が提出されております。そのため理由欄に「借入耕作地の解放」と記載させていただきました。

村上委員よろしいでしょうか。

議 長

はい、わかりました。

6 番

(村上)

他に発言のある方は挙手をお願いします。

議 長

(質疑なし)

委 員

質問等もないようですので、採決をいたします。

議 長

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

委 員

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

議 長

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず、東部地区の報告をお願いします。

3 番

(広江)

それでは、4ページの議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の4ページ1番について報告をします。

1番は、南蔵王町にお住まいの申請人が、売電用の太陽光発電パネル52枚を設置するものです。

現地確認をしましたところ、いずれも日照・排水等近隣の農地への影響はないと思われます。

議 長

ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番

(村上)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの2番について報告をします。

沼隈町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するも

のです。場所は、沼隈運動場の北、約300メートルの西光寺の南側のところでは。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番  
(井上)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」4ページの3番について報告をします。

東村町の申請人が申請地8筆3,249㎡に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れはありません。なお、農振農用地区域からの除外については、10月27日付けで除外済です。

議 長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(山崎)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」5ページの4番と5番について報告をします。

4番・5番ともに同一の申請人が農業継続資金の確保のため、申請地に太陽光発電パネルを設置するものです。

なお、4番の申請地には、既に転用許可なく露天資材置場が整備され、建物が建築されております。申請人が建物を撤去後、太陽光発電パネルを設置する旨の顛末書の提出を受けています。

また4番の申請地は、農業振興地域農用地と記載されていますが、2014年(平成26年)10月27日付けで農用地区域からの除外が決定しております。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第2号のすべての案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要

件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長                   これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員                   (質疑なし)

議 長                   質問等もないようですので、採決をいたします。  
議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員                   (全員挙手)

議 長                   全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長                   次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。  
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。  
まず東部地区の報告をお願いします。

3 番  
(広江)                   それでは、6ページの議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」の6ページ1番から4番について報告します。1番と2番は関連案件ですので、一括して報告します。

御幸町にお住まいの譲受人が、御幸町にお住まいの譲渡人から農地を譲り受け進入路に転用。

また、御幸町にお住まいの譲渡人から農地を譲り受け、住宅1棟150㎡を建築するものです。

3番は、御幸町の法人が、御幸町にお住まいの譲渡人から持分2分の1を譲り受けるものです。

4番は、御幸町にお住まいの借受人が、駅家町にお住まいの貸出人の農地に使用貸借権を設定し、住宅1棟80.48㎡を建築するものです。

現地確認をしましたところ、いずれも日照・排水等近隣の農地への影響はないと思われま



議 長

ありがとうございました。  
次に北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページの 5 番から 7 ページの 8 番について報告します。

5 番は、現在住んでいる借家が手狭になった譲受人が、譲渡人から申請地を譲り受けて、住宅を建築するものです。

6 番は、高齢となった両親の面倒を見るにあたって同居するには手狭なため、隣接している申請地に住宅を建築するものです。

7 番は、住宅の敷地が狭く、車を敷地内に乗り入れることが出来ないため、隣接する申請地を借り受け、進入路として利用するものです。

8 番は、遠方に住んでいるため耕作困難な譲渡人から、鉄工所を営んでいる譲受人が、現在の資材置場が手狭になったため、申請地を譲り受け、露天資材置場として利用するものです。

現地確認をしましたところ、いずれも日照・排水等近隣の農地への影響はないと思われま

議 長

ありがとうございました。  
次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(山崎)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 7 ページ 10 番を除く 7 ページ 9 番から 8 ページ 13 番について報告いたします。

9 番は、譲受人の法人は建築業を営んでおり、申請地の田 1 筆を取得し、近隣周辺で需要のある建売住宅 4 棟を建築するものです。

8 ページ 11 番・12 番は関連案件です。

譲受人の法人は、福山市北部を中心に建築業を営んでおり、このたび申請地の田 4 筆と併用地の雑種地を取得し、所要面積 2,979㎡に近隣周辺で需要が見込める建売住宅 12 棟を建築するものです。

13 番は、借受人が市街化区域に隣接する申請地の田 1 筆に期限を定めない使用貸借権を設定し、妻である貸渡人から借り受け、賃貸住宅 3 棟を建築するものです。なお、申請地は、農業振興地域農用地と記載されていますが、2014年(平成26年)10月27日付けで農用地区域からの除外が決定しております。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

議 長

議案第3号の11番、12番は、おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在するため、第3種農地として判断されます。

また、13番につきましては、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、相当数の街区を形成している区域と認められるため第2種農地として判断されます。

その他の案件については、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず西部地区の報告をお願いします。

6 番  
(村上)

議案第 4 号「非農地証明について」の 9 ページの 1 番について報告します。

沼隈町の申請人が、申請地を昭和 40 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。場所は、千年小学校の東、約 650 メートルのところではす。

なお、農振農用地区域に指定されておりますが、農振担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番  
(井上)

それでは、議案第 4 号非農地証明について、9 ページの 2 番と 3 番について報告をします。

2 番ですが、平成元年頃から資材置場として利用し、現在に至っております。

3 番ですが、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となっております。

いずれも現地調査をしましたが、農地への復元は困難であり、農地性は無いと判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

それでは、議案第 4 号「非農地証明について」の 9 ページの 4 番と 5 番について報告します。

4 番は、昭和 40 年 6 月ころから耕作放棄していたところ、雑木が繁茂し原野・山林となり現在に至っています。

5 番は、昭和 62 年ころから耕作放棄していたところ、雑木が繁茂し原野・山林となり現在に至っています。

現地調査をしましたが、いずれも申請どおり農地性がないと判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決いたします。  
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。  
東部地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

3番  
(広江)

それでは、10ページの議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」報告をします。

1番は、同居の子が相続をするもので、畑として季節野菜の作付けを行っており、適正に管理されています。

議長

ありがとうございました。  
次に松永地区の報告をお願いします。

10番  
(井上)

それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の10ページの2番について報告します。

同居の妻が相続するもので、畑として相続人が野菜・果樹の作付をしており、適正に管理されています。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決します。  
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第5号は原案のとおり決定します。

議 長

続きまして、専決処分あるいは届出等の報告を事務局からお願いします。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明いたします。

まず、11ページから17ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出なければならないとされています。

この規定により19件を受理しました。

次に、18ページから20ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、21ページから27ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

届出書は、添付書類も含め完備しておりましたので、農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で、4条18件、5条49件を受理しました。

次に、28ページの「農地法施行規則第32条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。

認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件を受理しました。

次に、29、30ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は、農業委員会へ通知しなければならないとされています。11件の通知がありました。

次に、31ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可または受理後、何らかの事情により履行できなかったことから取消しが申請されたものです。

取消しの理由は、1番は、譲受人の変更によるものです。改めて22ページ、10番で農地法第5条の届出が行われています。

2番は、計画の変更によるものです。

3番は、譲受人の変更によるものです。改めて、6ページ3番で農地法第5条の許可申請が行われています。

次に、追加報告の「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」です。広島地方裁判所福山支部の競売に参加され最高価買受者となったため、農地法施行規則第10条第1号の規

定により10月20日に単独で3条許可申請を提出したものです。

売却決定が11月20日であること、申請内容が当初の内容と同一であること、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしていると認められることから、事務局長の専決処理により許可しています。

なお、申請人には、第9回農地部会の議案第5号の議決により買受適格証明書を交付しています。

専決処分及び届出等については以上です。

議長 ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 (質疑なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、議案の審議ならびに専決処分・届出等の報告についてのすべてを終了しました。

これをもちまして、2014年(平成26年)第10回農地部会を閉会いたします。

なお、来月の農地部会は、11月28日金曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時28分閉会